

令和5年度 雄物川水系渇水情報連絡会

【臨時会】

日時：令和6年3月25日（月）
10時30分～11時30分
場所：湯沢河川国道事務所 会議室
（Web会議）
司会：河川管理課長

次 第

1. 開 会

2. 情報共有
- (1) 雄物川水系の河川の流況について (事務局)
(資料-1)
 - (2) 気象概況及び予報について (秋田地方気象台)
(資料-2)
 - (3) ダムの貯水状況と今後の対応について (各ダム管理所)
(資料-3)
 - (4) 田沢湖貯水位について (東北電力(株))
(資料-4)
 - (5) その他

3. 閉 会

雄物川水系渇水情報連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、雄物川水系渇水情報連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、雄物川水系の渇水時において、関係利水者間の調整協議が円滑に行われるようにするために、河川管理者及び利水者間の情報交換を積極的に行い、渇水時の合理的な水利用並びに河川環境の保全を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 水利用の実態に関する情報交換
- (2) 水利用の実態把握のための連絡体制に関する事
- (3) 河川流況及び水質等河川環境の保全に関する情報交換
- (4) 合理的な水利用の方策に関する事
- (5) その他必要と認められる事項に関する事

(組織)

第4条 連絡会は、別表－1に掲げるものによって組織する。

- 2、連絡会に、会長1名及び副会長1名を置くものとする。
- 3、会長は、連絡会を代表し、会務を掌理するものとし、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長をもってこれにあてる。
- 4、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、秋田県建設部河川砂防課長をもってこれにあてる。
- 5、連絡会は、必要に応じ、別表－1に掲げる以外の、利水者及び関係機関を参加させることができる。

(会議の招集)

第5条 連絡会は、第3条に定める協議事項を処理するため、以下に示す段階において会長が召集する。

- (1) 毎年度（定例会）
- (2) 会長が必要と認めたとき

(部会)

第6条 連絡会に部会を置く。

- 2、部会は、雄物川上流部と雄物川下流部とする。
- 3、部会に部会長を置き、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長を上流部会長、

東北地方整備局秋田河川国道事務所長を下流部会長とする。

- 4、部会長は、必要と認めるとき部委員を召集し、連絡会に準じた部会務を掌理することができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務を行うため事務局を置く。

- 2、事務局は、東北地方整備局湯沢河川国道事務所河川管理課に置く。
- 3、下流部事務局を東北地方整備局秋田河川国道事務所河川管理課に置く。
- 4、濁水に関する情報連絡並びに記者発表については、上流事務局である湯沢河川国道事務所が行う。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の同意を得てこれを行うことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものの他、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付則 この規約は、平成18年6月5日から適用する。

付則 この規約は、平成22年5月31日から適用する。

付則 この規約は、平成23年6月22日から適用する。

付則 この規約は、平成24年6月22日から適用する。

付則 この規約は、平成24年9月20日から適用する。

付則 この規約は、平成26年6月27日から適用する。

付則 この規約は、平成27年6月17日から適用する。

付則 この規約は、平成27年7月9日から適用する。

付則 この規約は、平成29年7月11日から適用する。

付則 この規約は、平成30年6月29日から適用する。

付則 この規約は、平成30年8月3日から適用する。

付則 この規約は、令和2年5月27日から適用する。

付則 この規約は、令和3年6月10日から適用する。

付則 この規約は、令和4年6月6日から適用する。

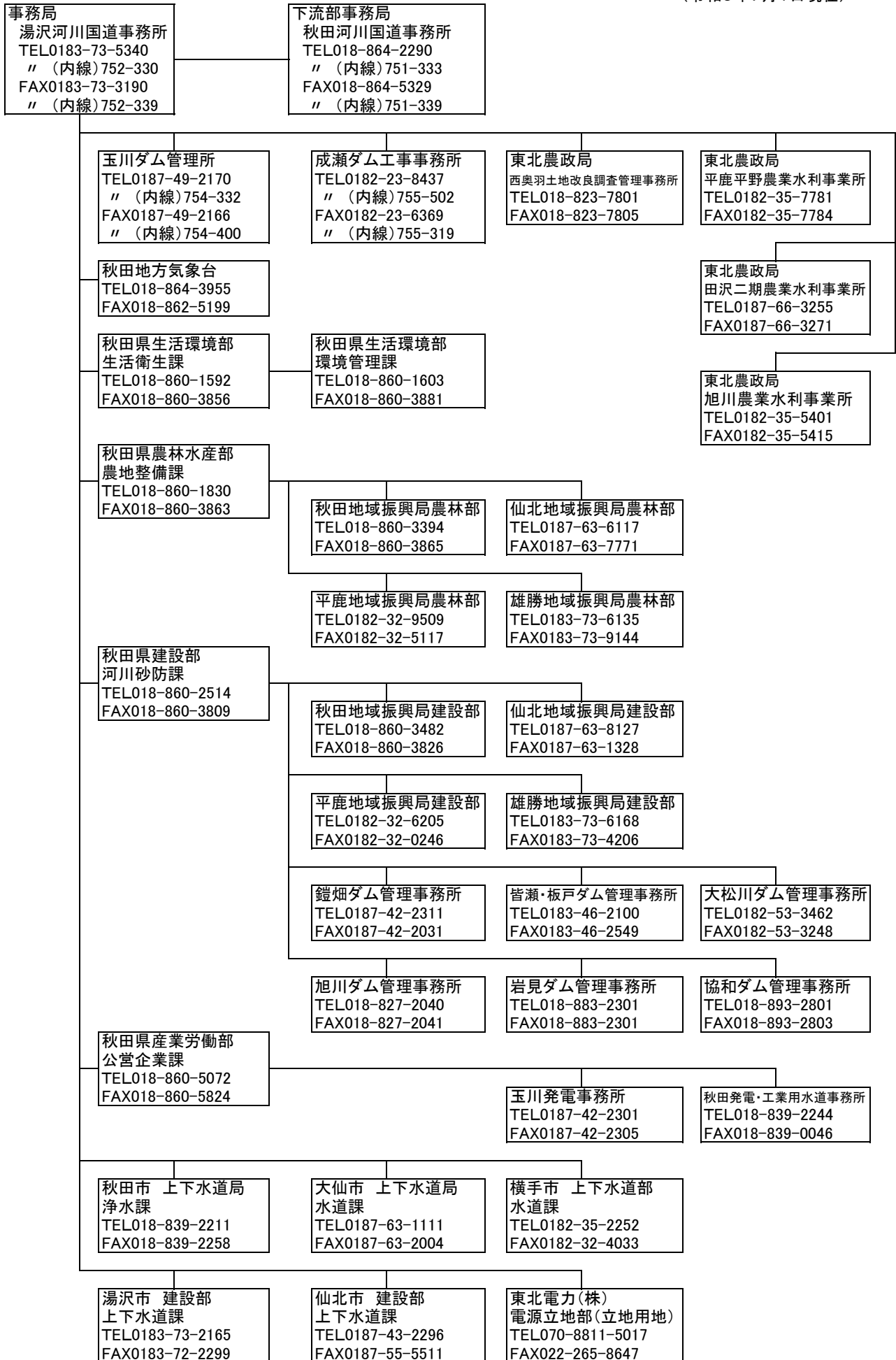
付則 この規約は、令和5年5月31日から適用する。

雄物川水系湯水情報連絡会 役員名簿

役員等	機 関 名	役 職	上流 部会	下流 部会
会 長	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	事務所長		
副会長	秋田県 建設部 河川砂防課	河川砂防課長	○	○
部会長	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	事務所長		○
〃	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	事務所長	○	
委 員	東北地方整備局 玉川ダム管理所	管理所長	○	○
〃	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	副所長		○
〃	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	副所長	○	
〃	東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所	副所長	○	
〃	秋田地方気象台	防災管理官	○	○
〃	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所	企画課長	○	○
〃	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所	調査設計課長	○	
〃	東北農政局 田沢二期農業水利事業所	工事第一課長	○	
〃	東北農政局 旭川農業水利事業所	工事第一課長	○	
〃	秋田県 生活環境部 環境管理課	環境管理課長	○	○
〃	秋田県 生活環境部 生活衛生課	生活衛生課長	○	○
〃	秋田県 農林水産部 農地整備課	農地整備課長	○	○
〃	秋田県 産業労働部 公営企業課	公営企業課長	○	○
〃	秋田県 産業労働部 玉川発電事務所	事務所長	○	○
〃	秋田県 産業労働部 秋田発電・工業用水道事務所	事務所長	○	○
〃	秋田県 秋田地域振興局 農林部	農林部長		○
〃	秋田県 仙北地域振興局 農林部	農林部長	○	○
〃	秋田県 平鹿地域振興局 農林部	農林部長	○	
〃	秋田県 雄勝地域振興局 農林部	農林部長	○	
〃	秋田県 秋田地域振興局 建設部	建設部長		○
〃	秋田県 秋田地域振興局 建設部 保全・環境課(兼)旭川ダム管理事務所	課長(兼)事務所長		○
〃	秋田県 秋田地域振興局 建設部 保全・環境課 岩見ダム管理事務所	事務所長		○
〃	秋田県 仙北地域振興局 建設部	建設部長	○	○
〃	秋田県 仙北地域振興局 建設部 保全・環境課 鎧畑ダム管理事務所	事務所長	○	○
〃	秋田県 仙北地域振興局 建設部 保全・環境課(兼)協和ダム管理事務所	課長(兼)事務所長	○	○
〃	秋田県 平鹿地域振興局 建設部	建設部長	○	
〃	秋田県 平鹿地域振興局 建設部 保全・環境課(兼)大松川ダム管理事務所	課長(兼)事務所長	○	
〃	秋田県 雄勝地域振興局 建設部	建設部長	○	
〃	秋田県 雄勝地域振興局 建設部 保全・環境課 皆瀬・板戸ダム管理事務所	事務所長	○	
〃	秋田市 上下水道局 浄水課	副理事兼浄水課長		○
〃	大仙市 上下水道局 水道課	水道課長	○	
〃	横手市 上下水道部 水道課	水道課長	○	
〃	湯沢市 建設部 上下水道課	上下水道課長	○	
〃	仙北市 建設部 上下水道課	上下水道課長	○	
〃	東北電力(株)秋田支店 企画管理部門	立地用地部長	○	○
事務局	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	流域治水課	○	
〃	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	河川管理課	○	
〃	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	流域治水課		○
〃	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	河川管理課		○

雄物川水系治水情報連絡図

(令和5年7月1日現在)



東北地方整備局渇水対策要領

全面改訂 平成17年1月7日 国東整規第80号

一部改定 平成17年4月1日 国東整規第9号

一部改定 平成23年7月28日 東北地方整備局訓令第10号

(目的)

第1条 東北地方整備局渇水対策要領（以下「要領」という。）は、渇水に際しての、東北地方整備局の組織及び実施すべき措置を定め、適切な渇水対策を円滑に行うことを目的とする。

(本部及び支部の設置等)

第2条 渇水時における業務を迅速かつ適確に実施するため、東北地方整備局に渇水対策本部（以下「本部」という。）、地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第140条に定める事務所及び管理所に支部（以下「支部」という。）を設置するものとする。

- 2 本部及び支部の設置基準は、別に細則で定める。
- 3 設置の事由が解消された場合には、速やかに、本部及び支部を解散するものとする。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長、総括班長、本部付け、班長及び班員をもって組織し、編成は別表－1によるものとする。

- 2 本部長は、局長をもって充て、本部の業務を掌理する。
- 3 本部長代理は、副局長をもって充て、本部長を補佐する。
- 4 副本部長は、河川部長をもって充て、各班の総括を行う。
- 5 本部長に事故等があるときは、その職務を本部長代理、副本部長が代行することができる。
- 6 総括班長は各班の指揮、渇水に係わる情報の統括及び広報活動を行う。
- 7 本部付けは、本部長、本部長代理、副本部長の命を受け、渇水対策業務を行う。
- 8 班長は、班員を指揮監督し、渇水対策業務を行う。
- 9 本部長以下、各班長までの代行を、別表－2に規定する。

(支部の組織)

第4条 支部は、支部長、副支部長、班長、班員等をもって組織する。

- 2 支部長は、当該事務所長又は管理所長をもって充て、支部の業務を掌理する。

- 3 副支部長は、事務所の副所長又は課長等をもって充て、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその業務を代行する。
- 4 班長は、支部長が任命し、班の渇水対策業務を行う。

(支部運営要領)

- 第5条 事務所長及び管理所長は、支部の渇水対策業務が適切かつ円滑になされるよう支部運営要領を定め、本部長に報告するものとする。
- 2 渇水調整の判断基準となる「流量基準地点」を、支部運営要領において定めるものとし、支部で細則に基づき、基準となる流量を定めた場合は、本部長に報告するものとする。

(渇水対策業務)

- 第6条 本部及び支部は、次に掲げる業務を行う。ただし、支部において第十号、十一号に掲げる業務を行う場合、その他の渇水調整方針に係る重要な事項については、本部長の承認を得て行うものとする。
- 一 気象及び水象状況の把握
 - 二 河川の水質状況の把握（ダム貯水池の水質状況を含む。）
 - 三 流況予測及び河川の水質予測（ダム操作予測と下流河川基準点の流況、水質予測を含む。）
 - 四 各利水者の取水実態の把握
 - 五 各利水者の水需要要望の把握
 - 六 排水実態の把握
 - 七 渇水被害実態の把握
 - 八 水質汚濁防止連絡協議会、渇水調整協議会その他の渇水対策に関わる組織との連絡調整
 - 九 関係地方公共団体、農業関係機関、電力会社等との情報連絡
 - 十 渇水調整案の作成及び渇水調整協議会等への渇水調整案の提示
 - 十一 渇水調整のためのダム操作規則に定める操作以外の操作
 - 十二 報道機関への広報活動
 - 十三 利水者への節水広報の指導
 - 十四 その他渇水対策上必要な業務

(支部への通知)

- 第7条 本部長は、次の各号の一に該当するときは、関係支部長に通知しなければならない。
- 一 本部が設置又は解散されたとき。

- 二 水質汚濁連絡協議会等の濁水に係わる会議が開催される時。
- 三 その他必要のある時。

(本部への報告)

第8条 支部長は、次の表の区分の各号の一に該当する時は、それぞれ当該区分の右欄に掲げる事項を本部長に報告しなければならない。

(細 則)

第9条 この要領の実施のため必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(適用期日)

1 この要領は、平成17年1月7日から適用する。

(関係通達の廃止)

2 東北地方建設局濁水対策本部運営要領（昭和49年5月14日建東規第120号）は廃止する。

別表 - 1、2 は添付を省略

東北地方整備局渇水対策要領細則

1. 総則

この細則は東北地方整備局渇水対策要領に基づき定める。

2. 支部体制

東北地方整備局渇水対策支部の体制は、原則として次の3区分により運営する。

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
<p>1. 一級河川の直轄管理に係る区間の流量基準地点において、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（以下「正常流量」という）を下回り、早期の流量回復が見込まれない場合及びそのおそれがある場合。</p> <p>なお、正常流量が定まっていない河川については、最近5ヶ年平均渇水流量を一週間程度下回り、早期の流量回復が見込まれない場合及びそのおそれがある場合。</p> <p>2. 直轄ダムにおいて、確保水位相当の水位を一週間程度下回り、早期の回復が見込まれない場合。</p> <p>3. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 取水障害が生じ、重大な被害が予想される場合。</p> <p>2. 直轄ダムにおいて、貯水池の水位が著しく低下し、ダム補給に著しい支障が生ずるおそれがある場合。</p> <p>3. 渇水により河川環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがある場合。</p> <p>4. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 重大な被害が生じた場合。</p> <p>2. 直轄ダムにおいて、ダム最低水位に達するになると予想される場合。</p> <p>3. 渇水により河川環境に著しい悪影響を及ぼした場合。</p> <p>4. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>

3. 本部体制

東北地方整備局渇水対策本部の体制は、原則として次の3区分により運営する。

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
<p>1. 1支部以上が警戒体制に入った場合。</p> <p>3. その他、本部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 2以上の支部が警戒体制に入った場合。</p> <p>2. その他、本部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 支部が非常体制に入った場合。</p> <p>2. その他、本部長が必要と認めた場合。</p>

秋田河川国道事務所 濁水対策支部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、「東北地方整備局濁水対策要領」（以下、「対策要領」という）に定めるものの他、濁水に際し、事務所における組織及び実施すべき措置を定め、適切な濁水対策を円滑に行うことを目的とする。

(支部の設置等)

第2条 対策要領の第2条に基づき、支部の設置・解散を行うものとする。

2 対策要領第5条2項に該当する一級河川雄物川及び子吉川の基準地点及び補助基準地点は、次のとおりとする。

基準地点

雄物川 椿川地点（秋田県秋田市椿川地先）

子吉川 宮内地点（秋田県由利本荘市宮内地先）

補助基準地点

雄物川 新波地点（秋田県秋田市新波地先）

子吉川 矢島地点（秋田県由利本荘市矢島町元町地先）

3 支部の設置基準及び体制区分については、別途定める「秋田河川国道事務所濁水対策支部運営細則」によるものとする。

4 支部の設置等にあたっては、雄物川については「雄物川水系濁水情報連絡会」、子吉川については「子吉川水系濁水情報連絡会」と連絡調整を行うものとする。

(支部の組織及び所掌業務)

第3条 支部の組織は、支部長・副支部長・班長及び班員等で組織し、その編成及び代行者は、別表－1（濁水対策支部編成表）及び別表－2（濁水対策支部編成表（代行者））によるものとする。

(濁水対策業務)

第4条 対策要領第6条に基づき業務を行うものとし、各班における業務内容は、別表－1（濁水対策支部編成表（主要業務））によるものとする。

2 濁水情報の伝達は、別図－1（濁水情報連絡系統図）に従い行うものとする。

3 濁水対策中の流量観測・水質測定等は、適切な値の把握に努めるものとする。

(細則)

第5条 この要領の実施のため必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

*別表－1、2は添付を省略

秋田河川国道事務所 湧水対策支部運営細則

1. 総 則

この運営細則は、「秋田河川国道事務所湧水対策運営要領」に基づき定める。

2. 湧水対策支部設置基準及び体制区分

注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
<p>1. 雄物川及び子吉川について、以下の基準地点が、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（以下「正常流量」という）を下回り、早期の流量回復が見込まれない場合。</p> <p>〈基準地点及び正常流量〉</p> <p>雄物川 椿川地点 80m³/s 子吉川 宮内地点 11m³/s</p> <p>また、以下の補助基準地点が基準流量を一週間程度下回り、早期の流量回復が見込まれない場合。</p> <p>〈補助基準地点及び基準流量〉</p> <p>雄物川 新波地点 75m³/s 程度 子吉川 矢島地点 6m³/s 程度</p> <p>2. 玉川ダムにおいて、確保水位相当の水位を1週間程度下回り、早期の回復が見込まれない場合。</p> <p>3. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 取水障害が生じ、重大な被害が予想される場合。</p> <p>2. 玉川ダムにおいて、貯水池の水位が著しく低下し、ダム補給に著しい支障が生ずる恐れがある場合。</p> <p>3. 湧水により河川環境に著しい悪影響を及ぼす恐れがある場合。</p> <p>4. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>	<p>1. 重大な被害が生じた場合。</p> <p>2. 玉川ダムにおいて、最低水位（EL353.7m）を下回ると予想される場合。</p> <p>3. 湧水により河川環境に著しい悪影響を及ぼした場合。</p> <p>4. その他、支部長が必要と認めた場合。</p>

*玉川ダムについては、雄物川の場合

湯沢河川国道事務所渇水対策支部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、東北地方整備局渇水対策本部運営要領（以下「本部要領」という。）に定めるもののほか、渇水に際し、事務所における組織及び実施すべき措置を定め、適切な渇水対策を円滑に行うことを目的とする。

(支部の設置等)

第2条 本部要領の第2条に基づき、支部の設置・解散を行うものとする。

2 本部要領第5条2項に該当する一級河川雄物川・皆瀬川及び玉川の基準地点は次のとおりとする。

岩 館地点（秋田県湯沢市小野地内）	雄物川
岩 崎 橋地点（秋田県湯沢市岩崎地内）	皆瀬川
長 野地点（秋田県大仙市長野地内）	玉 川
刈和野橋地点（秋田県大仙市宇刈和野地内）	雄物川
椿 川地点（秋田県秋田市椿川地内）	雄物川

（なお、注意体制の基準流量については、当分の間、椿川地点については、正常流量の80m³/sとし、他の地点については、東北地方整備局渇水対策細則に定める、河川の正常流量が定まっていない河川の場合を適用し運営するものとする。）

(支部の組織及び所掌業務)

第3条 支部の組織は、支部長、副支部長、班長及び班員等で組織し、その編成及び代行者は別表－1によるものとする。

(渇水対策業務)

第4条 本部要領第6条に基づき、業務を行うものとし、各班における業務内容は別表－1によるものとする。

- 2 渇水情報の伝達は、別に定める伝達系統に従い行うものとする。
- 3 渇水対策中の流量観測、水質、測定等は、適切な値の把握に努めるものとする。

(細則)

第5条 この要領の実施のため必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年3月11日から施行する。

※別表－1の添付を省略

玉川ダム	渇水のレベル	玉川ダム貯水率	玉川ダムと田沢湖の補給比率	各機関の取組			
				渇水情報連絡会	玉川ダム群	河川管理者	秋田県・仙北市
EL=380.0m EL=375.0m EL=368.5m EL=364.4m	通常時	貯水率 70%以上 貯水位 EL. 380.0m以上	通常時の運用ルールによる補給比率	情報収集・情報共有 ◆ 定例会の開催 ◆ 河川管理者、利水者、関係機関等の情報共有	適正な施設運用と情報発信 ◆ 雨量、貯水状況の監視 ◆ ダム等の水管理情報の発信 樺川地点等で流況悪化の場合、利水補給開始	適正な河川管理 ◆ 雨量、貯水状況の監視 ◆ 適正な利水補給、河川環境の確認	住民への水資源の啓発 ◆ 水資源や節水に関する広報
	渇水レベル1 (渇水注意)	貯水率 70%~50%程度 貯水位 EL. 380.0m未満	玉川ダム 80% 田沢湖 20%	情報収集・情報共有 ◆ 臨時会の開催 ◆ 状況の把握	適正な施設運用と情報発信 ◆ 補給持続 ◆ 雨量、貯水状況の監視 (平年との比較等) ◆ ダム等の水管理情報の発信 渇水注意レベルでの監視 ◆ 地すべり監視	適正な河川管理 ◆ 雨量、河川状況の監視 (平年との比較等) ◆ 適正な利水補給、河川環境の確認	住民への水資源の啓発 ◆ 住民への水資源や節水の啓発
	渇水レベル2 (渇水警戒)	貯水率 50%~30%程度 貯水位 EL. 375.0m未満	玉川ダム 52% 田沢湖 48%	情報共有・連携運用等の確認 ◆ 臨時会の開催 ◆ 玉川ダム及び田沢湖の運用管理に関する調整会議等の協議内容の確認 ◆ 田沢湖利用水深の確認 ◆ 補給比率変更 ◆ 節水等に対する備え	渇水警戒レベルでの施設運用 ◆ 補給比率変更 ◆ 雨量、貯水状況の監視 渇水警戒レベルでの監視 ◆ 地すべり監視強化 ◆ pH低下監視強化	渇水警戒レベルでの河川管理 ◆ 雨量、河川状況の監視 ◆ 取水量の把握 渇水警戒レベルでの監視 ◆ 節水の可能性等呼びかけ ◆ 水環境の変化確認	田沢湖の影響確認 ◆ 田沢湖の水位監視 ◆ 田沢湖のpH監視 ◆ 水環境の変化確認 住民への情報発信 ◆ 住民への広報 ◆ 節水の可能性等呼びかけ
	渇水レベル3 (異常渇水①)	貯水率 30%~20%程度 貯水位 EL. 368.5m未満	取水量 20%節水 玉川ダム 30% 田沢湖 70%	連携運用、節水量等の調整 ◆ 臨時会の開催 ◆ 玉川ダム及び田沢湖の運用管理に関する調整会議等の協議内容の確認 ◆ 補給比率変更 ◆ 水利用者への状況説明の推進 ◆ 20%取水量節水協力要請 ◆ 田沢湖等の水利用者の使用時期を踏まえた調整 ◆ 水融通の調整	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 補給比率変更 ◆ 雨量、貯水状況の監視 異常渇水レベルでの監視 ◆ 地すべり監視強化 ◆ pH低下監視強化	異常渇水レベルでの河川管理 ◆ 雨量、河川状況の監視 ◆ 取水量の把握 異常渇水レベルでの監視 ◆ 節水の呼びかけ ◆ 水環境の変化確認 ◆ 河川巡視強化	田沢湖の影響確認 ◆ 田沢湖の水位監視 ◆ 田沢湖のpH監視 ◆ 水環境の変化確認 渇水対策の推進 ◆ 住民への広報 ◆ 節水の呼びかけ ◆ 渇水体制
	渇水レベル4 (異常渇水②)	貯水率 20%以下 貯水位 EL. 364.4m未満	取水量 20%節水 + 更なる対応 玉川ダム 30% 田沢湖 70%	連携運用、節水量等の調整 ◆ 臨時会の開催 ◆ 玉川ダム及び田沢湖の運用管理に関する調整会議等の協議内容の確認 ◆ 給水車の準備、応援給水の検討や依頼 ◆ 更なる渇水対策措置 (更なる連携運用の調整、樺川地点の補給量の調整等) ◆ その他非常時対応	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 補給継続 ◆ 貯水位低下予測 ◆ 雨量、貯水状況の監視 異常渇水レベルでの監視 ◆ 地すべり監視強化 ◆ pH低下、濁水発生監視強化	異常渇水レベルでの河川管理 ◆ 雨量、河川状況の監視 ◆ 更なる渇水対策 異常渇水レベルでの監視 ◆ 節水の呼びかけ ◆ 水環境の変化確認 ◆ 河川巡視強化	田沢湖の影響確認 ◆ 田沢湖の水位監視 ◆ 田沢湖のpH監視 ◆ 田沢湖湖岸監視 渇水対策の強化 ◆ 住民や観光客への広報 ◆ 更なる渇水対策強化 ◆ 遊覧船運航確保のための調整

※ 本タイムラインは渇水時の行動の目安とするため、過去の渇水対応を参考に作成したものであり、実際の対応は気象や水利用の状況により変わることがあります。

玉川ダム	玉川ダムの貯水率	玉川ダムと田沢湖の補給比率	各機関の取組			
			農業用水 (土地改良区等)	都市用水 (各水道・工業用水道)	発電用水 (秋田県、東北電力等)	住民・事業者
EL=380.0m EL=375.0m EL=368.5m EL=364.4m	通常時 貯水率 70%以上 貯水位 EL. 380.0m以上	通常時の運用ルールによる補給比率	適正な施設管理と運用 ◆ 取水・配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認	適正な施設運用と情報発信 ◆ 取水・送配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認	適正な施設管理と運用 ◆ 発電に係る設備の整備・点検 ◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認	平時からの節水 ◆ 節水への関心を持つ ◆ 一般家庭や事業所での節水
	渇水レベル1 (渇水注意) 貯水率 70%~50%程度 貯水位 EL. 380.0m未満	玉川ダム 80% 田沢湖 20%	事前行動・情報収集 ◆ 取水・配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 必要により番水取水の実施 ◆ 用水路間の流量調整等の流水管理	事前行動・情報収集 ◆ 取水・送配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 使用者への節水啓発	事前行動・情報収集 ◆ 発電に係る設備の整備・点検 ◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認	節水・自治体からの情報確認 ◆ 一般家庭や事業所での節水の推進
	渇水レベル2 (渇水警戒) 貯水率 50%~30%程度 貯水位 EL. 375.0m未満	玉川ダム 52% 田沢湖 48%	渇水警戒レベルでの節水・管理 ◆ 取水・配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 必要により番水取水の実施 ◆ 用水路間の流量調整等の流水管理	渇水警戒レベルでの施設運用 ◆ 取水・送配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 渇水対策の検討開始 ◆ 使用者への節水啓発	渇水警戒レベルでの施設運用 ◆ 発電に係る設備の整備・点検 ◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認 ◆ 渇水対策の検討開始	節水・自治体からの情報確認 ◆ 一般家庭や事業所での節水の推進 ◆ 自治体から発信された広報の確認及び内容の実施
	渇水レベル3 (異常渇水①) 貯水率 30%~20%程度 貯水位 EL. 368.5m未満	取水量 20%節水 玉川ダム 30% 田沢湖 70%	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 取水・配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 番水取水の実施 ◆ 用水路間の流量調整等の流水管理の強化	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 取水・送配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 使用者への更なる節水啓発や節水依頼 ◆ バルブ調整や水圧調整による節水開始	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 発電に係る設備の整備・点検 ◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認 ◆ 渇水対策のための運転調整	節水・自治体からの情報確認 ◆ 自治体から発信された広報の確認及び内容の実施 ◆ 一般家庭・事業所での節水の強化 ◆ 断水に向けた準備
	渇水レベル4 (異常渇水②) 貯水率 20%以下 貯水位 EL. 364.4m未満	取水量 20%節水 + 更なる対応 玉川ダム 30% 田沢湖 70%	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 取水・配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 取水障害への対応 (ポンプ等での取水) ◆ 地下水の利用 (地下水くみ上げによる対応) ◆ 利用者間での水融通	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 取水・送配水施設の整備・点検 ◆ ダムの貯水率や河川流量の情報確認 ◆ 使用者への更なる節水依頼 ◆ バルブ調整や水圧調整による節水 ◆ 利用者間での水融通 ◆ 代替水源確保の検討・調整	異常渇水レベルでの施設運用 ◆ 発電に係る設備の整備・点検 ◆ ダム等の貯水率の情報発信や確認 ◆ 運転調整や停止	節水・自治体からの情報確認 ◆ 自治体から発信された広報の確認及び内容の実施 ◆ 最低限の水利用 ◆ 広域的な暖水時の対応 ◆ 渇水弱者の自主避難 (公民館等へ)

※ 本タイムラインは渇水時の行動の目安とするため、過去の渇水対応を参考に作成したものであり、実際の対応は気象や水利用の状況により変わることがあります。